

新旧対照表

○旅館業法施行細則

新

第 1 号様式（第 2 条関係）（表）

旅館業営業許可申請書

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

申請者 住 所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏 名〔所在地、名称及び代表者の氏名〕
生年月日 年 月 日

次のとおり旅館業の許可を受けたいので、旅館業法第 3 条第 1 項の規定により申請します。

営 業 の 種 別	1 旅館・ホテル営業	2 簡易宿所営業	3 下宿営業
旅館業の施設	所在地 郵便番号（ — ）	電話	
	名 称		
宿泊者名簿を 営業者の事務 所で保管する 場合は、当該 事務所の所在 地及び名称	所在地 郵便番号（ — ）	電話	
	名 称		
旅館業法第 3 条第 2 項各号に該当することの有無	1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	有（ ）	無
	2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有（ ）	無
	3 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくはこれに基づく処分違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者	有（ ）	無
	4 旅館業法第 8 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して 3 年を経過していない者	有（ ）	無
	5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者（8 において「暴力団員等」という。）	有（ ）	無
	6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が 1 から 5 までのいずれかに該当するもの	有（ ）	無
	7 法人であつて、その業務を行う役員のうちに 1 から 5 までのいずれかに該当する者があるもの	有（ ）	無
	8 暴力団員等がその事業活動を支配する者	有（ ）	無
旅館業法施行規則第 5 条第 1 項各号の施設に該当することの有無	有（ ） 無		
付近 200メートル以内に学校等がある場合は、学校等との距離及び学校等の名称			

（裏）（略）

旧

第 1 号様式（第 2 条関係）（表）

旅館業営業許可申請書

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

申請者 住 所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏 名〔所在地、名称及び代表者の氏名〕
生年月日 年 月 日

次のとおり旅館業の許可を受けたいので、旅館業法第 3 条第 1 項の規定により申請します。

営 業 の 種 別	1 旅館・ホテル営業	2 簡易宿所営業	3 下宿営業
旅館業の施設	所在地 郵便番号（ — ）	電話	
	名 称		
宿泊者名簿を 営業者の事務 所で保管する 場合は、当該 事務所の所在 地及び名称	所在地 郵便番号（ — ）	電話	
	名 称		
旅館業法第 3 条第 2 項各号に該当することの有無	1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	有（ ）	無
	2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有（ ）	無
	3 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくはこれに基づく処分違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者	有（ ）	無
	4 旅館業法第 8 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して 3 年を経過していない者	有（ ）	無
	5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者（8 において「暴力団員等」という。）	有（ ）	無
	6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が 1 から 5 までのいずれかに該当するもの	有（ ）	無
	7 法人であつて、その業務を行う役員のうちに 1 から 5 までのいずれかに該当する者があるもの	有（ ）	無
	8 暴力団員等がその事業活動を支配する者	有（ ）	無
旅館業法施行規則第 5 条第 1 項各号の施設に該当することの有無	有（ ） 無		
付近 200メートル以内に学校等がある場合は、学校等との距離及び学校等の名称			

（裏）（略）

新			旧		
第2号様式（第3条関係）（表）（略） （裏）			第2号様式（第3条関係）（表）（略） （裏）		
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無	1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	有（ ）無	旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無	1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	有（ ）無
	2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有（ ）無		2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有（ ）無
	3 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくはこれに基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者	有（ ）無		3 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくはこれに基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者	有（ ）無
	4 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者	有（ ）無		4 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者	有（ ）無
	5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過しない者（8において「暴力団員等」という。）	有（ ）無		5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過しない者（8において「暴力団員等」という。）	有（ ）無
	6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から5までのいずれかに該当するもの	有（ ）無		6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から5までのいずれかに該当するもの	有（ ）無
	7 法人であつて、その業務を行う役員のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの	有（ ）無		7 法人であつて、その業務を行う役員のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの	有（ ）無
	8 暴力団員等がその事業活動を支配する者	有（ ）無		8 暴力団員等がその事業活動を支配する者	有（ ）無
付近200メートル以内に学校等がある場合は、学校等との距離及び学校等の名称			付近200メートル以内に学校等がある場合は、学校等との距離及び学校等の名称		
備	考		備	考	

新			旧		
第3号様式（第3条関係）（表）（略） （裏）			第3号様式（第3条関係）（表）（略） （裏）		
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無	1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	有（ ）無	旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無	1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	有（ ）無
	2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有（ ）無		2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有（ ）無
	3 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくはこれに基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者	有（ ）無		3 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくはこれに基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者	有（ ）無
	4 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者	有（ ）無		4 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者	有（ ）無
	5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（8において「暴力団員等」という。）	有（ ）無		5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（8において「暴力団員等」という。）	有（ ）無
	6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から5までのいずれかに該当するもの	有（ ）無		6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から5までのいずれかに該当するもの	有（ ）無
	7 法人であつて、その業務を行う役員のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの	有（ ）無		7 法人であつて、その業務を行う役員のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの	有（ ）無
	8 暴力団員等がその事業活動を支配する者	有（ ）無		8 暴力団員等がその事業活動を支配する者	有（ ）無
付近200メートル以内に学校等がある場合は、学校等との距離及び学校等の名称			付近200メートル以内に学校等がある場合は、学校等との距離及び学校等の名称		
備	考		備	考	